

# 横浜市交通局撮影協力に関する取扱要綱

制 定：平成 17 年 4 月 15 日

最近改正：令和 6 年 1 月 1 日 交総第 2133 号（局長決裁）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市交通局（以下「当局」という。）が所有する車両及び施設（以下「施設等」という。）における撮影の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の定義）

第 2 条 この要綱において、「撮影」とは、放送、上映、出版及び販売等を行うことを目的に、施設等において、又は施設等を対象物として、写真撮影、録画及び録音（これらに類するもの及び付随する行為を含む。）をすることをいう。

## （撮影協力の対象）

第 3 条 撮影の協力を行う対象は、次の各号に掲げるもののうち、広く不特定多数に公開や放映、出版されることが予定されており、営利目的で制作されるものとし、当局の広報及び報道用のものは除く。

- (1) 映画（ビデオ装置を使用するものを含む）
- (2) テレビ等の放送番組（コマーシャルを含む）
- (3) 各種プロモーションビデオ
- (4) ウェブ配信動画
- (5) 雑誌、カタログ、ポスター等の写真
- (6) その他、各号に類する映像及び出版物

## （撮影協力の申請）

第 4 条 撮影を希望する者は、あらかじめ撮影協力申請書（第 1 号様式）を横浜市交通事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書には、横浜市交通局撮影協力のための遵守事項確認書（第 2 号様式）及び必要に応じて撮影の具体的な内容が分かる書面を添付しなければならない。

3 第 1 項に基づく申請内容に変更があった場合は、軽

微な変更を除き、改めて申請しなければならない。

( 撮影協力の承諾 )

第 5 条 撮影を希望する者から前条第 1 項に定める申請があった場合、管理者は内容を審査し、これを適当と認めるときは、撮影協力承諾書（第 3 号様式）を交付する。

( 撮影協力の不承諾 )

第 6 条 撮影が次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合、管理者が認める場合には、撮影協力を承諾しないものとする。

- (1) お客様の安全確保に支障をきたすもの
- (2) 当局の事業運営に支障をきたすもの
- (3) 当局及び横浜市の事業又は対外的なイメージを損なうもの
- (4) お客様又は職員等の肖像権その他権利を侵害するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) その他管理者が不適当と認めるもの

( 撮影条件 )

第 7 条 撮影協力を承諾された者（以下「撮影者」という。）は、次の撮影条件を遵守するものとする。

- (1) 撮影期間中は、撮影協力承諾書を常に携帯すること
- (2) 施設や車内等のお客様又は職員の個人が識別できるような撮影をしないこと
- (3) 撮影規模に応じて、お客様の案内・誘導係を配置すること
- (4) 撮影時は、当局職員の指示に従うこと
- (5) 施設や車内等に損害を与える可能性のある行為、お客様への迷惑又は安全に支障を及ぼす可能性のある行為をしないこと
- (6) 当局職員が危険と判断し、撮影の中止を指示した場合は、ただちにその指示に従い、一切の異議を申し立てないこと
- (7) 当局の責めによらない事由又はやむを得ない事由等により撮影ができない場合であっても損害の賠償を求めないこと

(8) 撮影中に発生した事故については、その責を全て負い、当局に損害を与えた場合は、当局が算定する損害額を賠償すること

(利用条件)

第8条 撮影者は、撮影した成果物の利用にあたり、次の条件を承諾するものとする。ただし、やむを得ない事由により履行できない場合は、事前に相談調整を行うものとする。

- (1) 撮影協力先として、「横浜市交通局」（英語表記の場合は、「Transportation Bureau, City of Yokohama」）のクレジットを入れること
- (2) 成果物名（番組名や映画名、雑誌名等）及びクライアント名を受注実績として当局の管理するウェブサイトで紹介することに協力すること
- (3) 成果物は、ディスクや冊子等で当局に提供すること

(成果品の確認及び是正)

第9条 撮影協力による成果品について、当局はその使用目的に供する前に提出を受け、確認を行うことができる。

2 前項により提出された成果品について、当局は必要に応じて是正を求めることとし、相手方がこれに応じない場合は、撮影協力承諾の取消しを行うことができる。

(撮影の立会い)

第10条 撮影に当たっては、原則として当局職員が立ち会うものとする。

(資料の提供)

第11条 撮影者から、撮影の目的のために施設等に関する資料の提供を求められたときは、事業に支障のない範囲において、当局はこれを提供することができる。

(撮影協力をに係る料金)

第12条 撮影協力をに係る料金は別表1のとおりとする。ただし、横浜市の実施する事業に伴う撮影や、当局のPR・イメージアップへの貢献が期待できる撮影、そ

の他管理者が特に認める場合には、これを減免することができる。

- 2 前項に定める料金には、消費税及び地方消費税を加えるものとする。

(料金の支払)

第13条 撮影者は、撮影協力に係る料金について、当局の指定する期日及び方法により支払わなければならない。

(承諾の変更及び取消し等)

第14条 天災地変等の事由又は安全管理上の支障、運行状況等のやむを得ない事由により、撮影場所の提供等ができなくなった場合、承諾内容の変更及び取消しを行うことができる。

- 2 撮影者が次のいずれかに該当する場合、承諾内容の変更及び取消し、撮影中においても撮影の中止をすることができる。また、将来にわたって撮影に関する協力を拒否することができる。

(1) 承諾条件に違反した場合

(2) 虚偽の申請により承諾を受けた場合

(3) 第6条及び第7条の規定に定める基準に抵触した場合、又はその恐れがある場合

(4) 第11条の規定により提供を受けた資料を目的外に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させた場合

(5) 当局職員の指示に従わない場合

- 3 前項の規定により承諾内容の変更及び取消し並びに撮影中止等があった場合、原則として既納された料金は返還しない。また、当局は、それによって生じた損害の賠償及び一切の責任を負わないものとする。

(撮影協力の取消申請)

第15条 第5条で管理者が承諾した後、撮影者の責めによる事由により、撮影を取り消す場合は、撮影者は撮影協力取消申請書(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

(取消料)

第16条 前条の申請が、撮影予定日の7日前以降になさ

れた場合は、撮影者から別表2のとおり取消料を徴収するものとする。

- 2 前項の取消料は、管理者が特に認める場合には、これを減免することができる。

( 損害の賠償 )

第 17 条 撮影者が当局又は第三者に損害を与えた場合、撮影者は直ちに当局へ報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

- 2 撮影者が当局の過失又は第三者の故意若しくは過失により受けた損害については、当局に対してその損害の賠償を請求することができない。

( 免責 )

第 18 条 当局は、この要綱に基づき撮影協力を行った作品の内容について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 撮影時に係るお客様や通行人等の肖像権に係る許可について、当局は一切の責任を負わないものとする。
- 3 不測の事故や災害により発生したトラブルや損害について、当局は一切の責任を負わないものとする。

( その他 )

第 19 条 この要綱に定めのない事項は、総務課長が別途定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

## 撮影協力申請書

(申請先)

横浜市交通事業管理者

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

要綱の記載事項に同意し、次のとおり撮影協力を申請します。

制作作品名・放送番組名	
公開（発売）・放送予定日	月 日 時 分～ 時 分
撮 影 日 時	月 日 時 分～ 時 分
撮 影 場 所 ・ 区 間 等	(※撮影場所や配置の分かるレイアウトを添付すること)
制作責任者	役職・氏名
	連 絡 先
制作担当者	役職・氏名
	連 絡 先
撮 影 従 事 者 人 数	出演者・スタッフ等合計 人
撮 影 持 込 機 材	
車 両 （ 最 大 数 ）	大型 台/ 普通車 台/ その他 台
利用条件項目 (相談調整が必要な項目に☑を入れてください。)	<input type="checkbox"/> 横浜市営交通局のクレジットを掲載 <input type="checkbox"/> 横浜市営交通の広報物（WEBやパンフレット等）に情報掲載が可能 <input type="checkbox"/> 完成作品の提供
その他連絡事項	

撮影協力に係る料金の請求先

請求書宛名	
納付書送付先住所	
電話番号	

## 横浜市交通局撮影協力のための遵守事項確認書

横浜市交通局（以下「当局」という）では、撮影への協力を円滑に行えるよう、ご利用いただく撮影者のみなさまに、横浜市交通局撮影協力に関する取扱要綱及び以下の項目の遵守をお願いしております。記載項目に反する行為のあった場合は、撮影を中止させていただくとともに、将来にわたって撮影をお断りさせていただく場合があります。

- 1 許可を得た場所以外での撮影、立入りはしないこと。また、撮影に際しての事前指示や諸条件を厳守すること。
- 2 撮影当日は必ず当局立会人の指示に従い、危険な行為のほか、施設・車両等を毀損・汚損するなど損害を与える行為、お客様に迷惑をかける行為を一切しないこと。
- 3 什器、備品及び施設・車両等の破損や汚損があった場合は、速やかに撮影者の負担で原状回復し、又は損害額を賠償すること。
- 4 施設や車内の設備等は、原則として移動や交換はしないこと。許可を得て移動させる場合は、撮影終了後は速やかに原状回復すること。中吊り広告などの目隠しなどを行う場合は、特に中吊り順序などの原状回復に注意すること。
- 5 撮影時間を厳守すること。
- 6 駅ホームでの撮影の際は照明を使用しないこと。やむを得ず使用する場合は必ず事前に協議すること。
- 7 撮影等に際し、騒音が発生する場合や照明等を利用する場合は、事前に協議するとともに、撮影者が乗客や通行人などへの説明と協力依頼を行うこと。また、万一苦情が生じた場合は、その苦情対応についても責任を持って行うこと。
- 8 撮影等に際しては、乗客や通行人の肖像権を侵害しないこと。また、お客様の写り込みやインタビュー等については、撮影者が許可を取ること。
- 9 不測事故の発生など予期せぬ事由や、やむを得ない事由により撮影の中止や日時の変更が生じた場合も、撮影者は損害賠償などの請求を求めないこと。
- 10 撮影中に発生した事故やトラブル等の損害について、当局は一切の責任を負わないことを予め了承すること。
- 11 事故・トラブル等の発生に備え、特に規模の大きな撮影については、保険に加入すること。
- 12 上記項目については、撮影現場における全ての関係者に周知し、遵守事項を徹底させること。
- 13 この規定に定めるもののほか、必要な事項は当局の指示に従うこと。

---

横浜市交通局撮影協力に関する取扱要綱及び上記項目を理解し、遵守します。

年 月 日

制作会社名：

申請者署名：

制作責任者署名：



年 月 日

## 撮影協力承諾書

様

次の撮影協力を承諾します。

横浜市交通事業管理者

制作作品名・放送番組名	
撮影日時	月 日 時 分～ 時 分
撮影場所・区間等	(※撮影場所や配置の分かるレイアウトを添付すること)
立会予定者	横浜市交通局 課 氏名
連絡先	TEL
撮影協力料金見積額 ※	
特記事項	

※1 撮影料金は実際の撮影時間に基づき算出し請求します。

## 撮影協力取消申請書

(申請先)

横浜市交通事業管理者

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

次のとおり撮影協力の取消を申請します。

制作作品名・放送番組名						
公開（発売）・放送予定日	月	日	時	分～	時	分
撮 影 日 時	月	日	時	分～	時	分
撮 影 場 所 ・ 区 間 等						
取 消 事 由						
制作責任者	役職・氏名					
	連 絡 先					
制作担当者	役職・氏名					
	連 絡 先					

(当局使用欄)

年 月 日

## 撮影協力取消通知書

上記の撮影許可を取り消します。

なお、次の付帯事項を伴います。

--

別表 1

撮影に係る料金

項目		金額(税抜)	
施設等利用料【A】	鉄道車両	(1) 営業列車の一部、基地への回送列車	30,000 円/1h
		(2) 基地留置車両	50,000 円/1h
		(3) 貸切列車ブルーライン	280,000 円/片道
		(4) 貸切列車グリーンライン	220,000 円/片道
	鉄道施設	(5) 駅(改札内・外、ホーム)、	30,000 円/1h
		(6) その他鉄道施設	50,000 円/1h
	自動車車両	(7) あかいくつ、FC バス	19,000 円/1h
		(8) ベイサイドブルー	27,000 円/1h
		(9) その他路線バス	17,000 円/1h
		(10) 貸切	※貸切規定による
立会【B】 ※撮影内容に応じて複数名や専門職の立会いが必要となります。	立会料(1名分)	5,000 円/1h	
	専門職等立会料(1名分)	10,000 円/1h	
その他【C】	調整費	30,000 円/1件	
時間外割増(平日8時30分から17時15分以外の時間帯)		【A】+【B】の30%	
延長割増		【A】+【B】の50%	

備考

- 1 撮影時間は原則として平日の9時から17時まで、営業中の車両を利用する場合は平日の10時から16時までとする。
- 2 撮影時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げる。
- 3 撮影時間には、準備及び撤収作業時間も含む。
- 4 施設等使用料は、撮影を行う施設等の区分ごとに、時間単位でそれぞれ算出する。
- 5 次の場合は立会者の増員や必要に応じて専門職等の立会いが必要となる場合がある。
  - (1) 撮影箇所が同時に複数になる場合
  - (2) 撮影場所が一望できない場合
  - (3) 撮影者の人員が30名以上、または、時間外の撮影となる場合
  - (4) ホーム、鉄道車両を利用する場合は、専門職等の立会いを要します
- 6 延長は、規定時間を超えて撮影する場合で、かつ、当局が対応可能な場合にのみ適用する。
- 7 調整費は、基地留置車両及び貸切列車を使用する場合に徴収する。

別表 2

撮影取消に係る料金

撮影取消を申し出た日	金額
撮影7日前～2日前	別表1【A】+【C】の金額の50%
撮影前日～当日	別表1【A】+【B】+【C】の金額の100%